

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様や社会からの信頼をより高め、社会的使命を適切に果たすために、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めることを重要施策として取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの有効性と業務遂行状況について内部統制監査制度及び監査役監査等を通じ常に検証すると同時に積極的に情報を開示し経営の透明性を高めていくことを重要な課題としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
総和商事株式会社	266,000	5.34
南総通運従業員持株会	230,509	4.63
今井 利彦	192,750	3.87
土屋 任	170,115	3.41
今井 八重子	168,950	3.39
株式会社千葉銀行	160,000	3.21
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	150,000	3.01
宮田 修	149,335	2.99
中村 隆則	129,375	2.59
BBH FOR FIDELITY PURITANTR; FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	125,000	2.51

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	倉庫・運輸関連業
----	----------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菅野 茂徳	弁護士													
矢野 政信	その他													
吉澤 智子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅野 茂徳		当社と菅野茂徳氏が代表を務める菅野法律事務所は顧問契約を締結し、法律面での助言を受けておりました。しかしその顧問料は双方の売上高に占める割合は些少であり、社外取締役としての中立性、公平性を損なうものではなく、十分に独立性を有していると判断いたしました。	弁護士として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、中でも企業法務には高い知見を有しております。これらの経験、見識を活かし、経営全般に助言を頂くことで、コーポレートガバナンス強化に寄与していただけたと考えております。また、中立・公平な立場を保持し、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、本人の同意を得た上で独立役員に指定いたしました。

矢野 政信	-	行政機関の要職を歴任した経験から、幅広い見識を有しており、中でも地域経済の動向に対する高い見識をもとに、助言をいただくことで当社の経営強化に寄与いただけたと考えております。
吉澤 智子	-	一般企業の勤務経験を得たうえで、社会保険労務士として長年にわたり、企業社会保険業務分野や党務紛争解決業務に従事し、豊富な企業サポート経験と幅広い見識をもとに、助言をいただくことで当社のコーポレートガバナンス強化に寄与していただけたと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い取締役会に出席し、内部統制監査室からの職務執行状況の聴取を実施しております。

また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。

監査人は、監査に対する体制、計画及び監査の実施状況について随時情報交換並びに意見交換を行っております。

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部統制監査室を設置し、内部統制監査を実施しています。内部統制監査の結果は、代表取締役社長に報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携も図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
能川 浩二	他の会社の出身者													
大坪 照康	他の会社の出身者													
菊地 豊	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
能川 浩二			大学教授として環境、労働衛生での経験が長く総合的な判断と中立的、客観的な監視機能の強化。
大坪 照康			他社での企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社において客観的な視点から経営監視機能を発揮している。
菊地 豊			国内外の物流業で要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営の監視を強化するため。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は取締役の個人別報酬等に係る決定方針を2021年2月8日開催の取締役会にて決議いたしました。その内容は、中長期的視点で経営に取り組みつつ、株主様への利益還元の見地から単年度の業績の向上、利益確保を追求するという考えの下、取締役の報酬は、固定報酬と業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬によって構成するものとしたしました。また、業績連動報酬の算定指標は「営業利益」とし、「営業利益」を基に取締役会で定めた算定式により算出するものとしたします。固定報酬と業績連動報酬の構成比は業績連動報酬は3割程度としております。

本方針決定は第113期事業年度以降適用され、第112期事業年度に係る取締役報酬については、社内規程に定められた取締役の役位ごとの年俸を2020年7月3日開催の取締役会に諮り決定しており、取締役報酬に業績連動報酬部分はございません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2021年3月期における当社の取締役および監査役に対する報酬等は次のとおりであります。

取締役	8名	139,000千円
監査役	4名	12,000千円

(注)

1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)22,440千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第97期定時株主総会において決議いただいた年額264,000千円以内、及び監査役の報酬額は年額18,000千円以内の範囲内において会社業績等を考慮して決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役は4名で構成されており、内3名が社外監査役であります。監査役会開催に際しては管理部が事務局となり円滑で公正な運営ができるよう適宜必要資料の事前配布を行っております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

当社におきましては、役員経験者の相談役・顧問等は設けておりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、迅速かつ的確な意思決定を図るため社外取締役3名を含む8名で構成され、毎月1回定期取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議及び必要事項の報告を行っております。このほか緊急な決議の必要が生じた場合は臨時取締役会を随時開催し、会社の意思を迅速、的確に決定しております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名体制であり、監査の独立性を確保するとともに、経営の適法性と透明性の向上を図るため、取締役の職務の妥当性等について監査を行い機能強化に努めております。

内部統制監査につきましては、業務執行の健全性、効率性、適切性を図るとともに、内部統制システムの強化を目的として、社長直属の機関として内部統制監査室(1名)を設けております。内部統制監査室は、計画書に基づき内部監査を実施し、会社の業務運営が法令、社内規程等に従って適切かつ有効に執行されているか等を監査しております。監査結果の概要は社長に報告するとともに、必要に応じて関係部署に助言・勧告を行っております。

また、内部統制監査担当は内部統制監査の結果のうち重要なものについて監査役会または監査役へ速やかに報告する体制となっております。内部統制監査室、監査役会、会計監査人との相互連携については、定期的に情報交換を実施し、お互いのコミュニケーションを図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役3名と社外監査役3名による、業務執行の監視、監督及び監査機能が十分機能しており、経営の公平性、透明性が確保されているものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="https://www.nanso.co.jp/">https://www.nanso.co.jp/</a> )にて決算短信、その他適時開示、資料等を迅速に開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスガイドラインにおいて、企業行動指針8項目を定め、ステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値の向上に努める旨をうたっております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO9001及びISO14001認証を取得し、エコドライブ活動等環境問題に積極的に取り組んでおります。	

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は適正な業務執行のための体制を整備し運用してゆくことが、経営の健全性、透明性を高め、コーポレートガバナンスに資するものとして、以下の内部統制システムを構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 「南総通運グループコンプライアンスガイドライン」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び使用人の法令遵法体制の強化推進を行う。
  - 2) コンプライアンス担当責任部署により、役職員に対し教育・研修を継続的に行う。
  - 3) 監査役は取締役及び使用人の職務の執行について精緻な監査を行う。
  - 4) 社長直轄の内部統制監査室を設置し、取締役及び使用人のその職務の執行においての法令、定款及び社内規程の遵守状況について監査を行う。
  - 5) 内部通報体制を整備し、取締役及び使用人の法令・定款違反を未然に防止するとともに違反行為に対しては、懲罰規程に基づき厳正に処分する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 取締役及び使用人の執行に係る電磁的記録を含む重要な文章、情報については「文書管理規程」に従い保存期間、責任部署を規定し保管・管理する。
  - 2) 取締役及び監査役はいつでもこれらの保管された文書、情報を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスク管理体制を明確化し、有事の際の迅速かつ適切な緊急連絡体制と緊急事態に対処する体制を整備する。
  - 2) 内部統制監査室は各責任部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
  - 3) 役職員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
  - 4) 取締役会は、リスク管理体制につき定期的な見直しを行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 決裁規程を定め、重要性に応じた意思決定を迅速に行う。
  - 2) 組織規程、業務分掌把握規程等の規定を定め、業務を効率的に遂行する。
  - 3) 取締役会は、中長期経営計画・戦略を策定し、その進捗等につき定期的な検証を行う。
  - 4) 監査役またはその補助人はこれらの業務運営の内部監査を行い、これらの体制の検証を行う。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - 1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につき、グループとしての管理体制を整備する。
  - 2) グループ各社は、当社と情報共有、連絡体制の強化を図る。
  - 3) 内部統制監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施する。
  - 4) グループ各社の取締役及び使用人は経営状況、財務状況につき当社取締役会等において定期的に報告を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数、求められる資質等を協議の上、適切に配置する。
  - 2) 監査役への補助に当たる使用人は、監査役からの指揮命令の下業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
  - 3) 監査役への補助に当たる使用人の任命、異動、懲戒等については、監査役の意見、同意を得て行うものとする。
  - 4) 取締役及び使用人は、監査役への補助に当たる使用人の業務が円滑に行われるように監査環境の整備に協力する。
7. 監査役に報告をするための体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
  - 1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従い取締役及び使用人から報告を受ける。
  - 2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
  - 3) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役へ定期的に報告する。
  - 4) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社担当部署に報告する。
  - 5) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の事業の状況、コンプライアンス、内部統制システムの整備・運用の状況につき当社担当部署に定期的に報告する。
  - 6) グループ会社より報告を受けた当社担当部署は直ちに監査役に報告する。
  - 7) 内部通報体制の対象にグループ会社を含め、重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
  - 8) 監査役は、取締役及び使用人から得た情報について、第三者に報告の義務を負わない。
  - 9) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還等を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行により生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。
9. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べる事ができるよう、取締役会その他重要な会議に出席する機会を確保する。
  - 2) 取締役及び使用人は、監査役への監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、意見交換、グループ会社調査等の監査役への活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

3) 監査役は、監査の実施及びその活動に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法その他法令等に基づき、有効かつ適正な内部統制の体制の整備をするとともに、会計監査人との連携を図り、継続的に財務報告及び体制の検証を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断することを基本としています。

この基本方針に則り、反社会的勢力及び団体からの要求に際しては、管理部が窓口となり、顧問弁護士、警察、千葉県暴力団追放県民会議等と連携を密にして、毅然とした態度で対応できる体制を構築しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 1. 適時開示責任者及び担当部署

当社は適時開示に対し、管理部長を重要情報の管理、適時開示の情報管理責任者とし、総務人事課を情報管理担当部署としております。情報管理責任者は、担当部署及び情報を有する各部署に適宜助言指導を行っています。

## コーポレート・ガバナンス体制図

